

年 月 日

河合町長 殿

(申請者) 住所.....

氏名.....(印)

電話番号.....

河合町特定教育・保育施設等の利用者負担額における寡婦（夫）控除のみなし適用申請書

私は、河合町特定教育・保育施設等の利用者負担額について、寡婦（夫）控除のみなし適用を、添付書類を添えて次のとおり申請します。

子ども氏名	子ども生年月日	施設名

私は、所得の額の計算の対象となる年の12月31日及び申請日現在、次のいずれかに該当していることを申し立てます。（該当番号を○で囲んで下さい。）

1. 婚姻によらないで母となり、現在婚姻（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもののうち、扶養親族又は生計を一にする子を有するもの
2. 1に該当し、合計所得金額が500万円以下であるもの
3. 婚姻によらないで父となり、現在婚姻（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもののうち、生計を一にする子がおり、合計所得金額が500万円以下であるもの

*上記の「子」は、総所得金額等が38万円以下であり、他の人の控除対象配偶者や扶養親族となっていない場合に限りです。

私は、寡婦（夫）控除のみなし適用に関して、河合町が児童扶養手当に関する情報、並びに申請及び対象となる子の所得の額、世帯の状況及び戸籍の内容を調査し、取得した情報を用件確認のために必要な範囲内で利用することに同意します。

また、この申請内容に虚偽があった場合は、寡婦（夫）控除のみなし適用の取り消し、当該申請において適用された利用者負担額の減額分を全額返還することに同意します。

年 月 日 氏名.....(印)

【添付書類】

- ・申請者、子の戸籍全部事項証明書（発行から3か月以内のもの）
- ・このほか必要に応じて書類の提出を求める場合があります。

【注意事項】

- ・保育料が0円の人は対象外です。
- ・みなし適用を受けても、保育料が変わらない場合があります。
- ・みなし適用は、毎年9月の年度切替えや利用者負担額の変更により、適用が終了となります。継続する場合は更新の手続きが必要です。（申請のあった月の翌月からの適用となります。）
- ・所得や世帯の状況など申請内容に変更があった場合は、速やかに申し出て下さい。
- ・本申請書は、利用者負担額に係る所得の額の計算にあたって、寡婦（夫）控除のみなし適用するためのものであり、他事業の適用については、別途手続きが必要です。